

現名義人様が死亡

親族の協議が必要な場合

必要な書類等 （状況により、その他の書類が必要な場合もあります）

チェック

- ☐ 1 申請者の実印（必ずご持参ください）
- ☐ 2 申請者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内の原本提出）
- ☐ 3 協議成立確認書 ※用紙は申請受付窓口にあります
現名義人の第一順位者（配偶者と子）全員に氏名を記入・押印していただきます。
そのうち1名（申請者を除く）には、代表として住所・氏名を記入、実印を押していただきます。
※現名義人の第一順位者（配偶者と子）がいない場合は、次に近い親族の協議になります。
- ☐ 4 協議成立確認書の代表者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内の原本提出）
- ☐ 5 戸籍謄本類（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本・法定相続情報一覧図等）
※下記の5点について確認できる書類
 - ☐ ①申請者の現在の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの）
 - ☐ ②現名義人の出生から死亡までの本籍が連続した全ての戸籍謄本類
 - ☐ ③現名義人と申請者の関係が確認できる戸籍謄本類
 - ☐ ④現名義人の第一順位者全員の氏名が確認できる戸籍謄本類
 - ☐ ⑤すでに死亡した第一順位者が存在する場合は、その死亡が記載された戸籍謄本類②～⑤は法定相続情報一覧図で代用できます。
- ☐ 6 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書）
- ☐ 7 承継使用申請書及び誓約書
用紙は申請受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- ☐ 8 手数料 2,000円（承継使用申請墓所1箇所につき。現金でご用意ください）
- ☐ 9 郵便切手 530円分（新しい霊園使用許可証を郵送する簡易書留代です。切手でご用意ください）

詳しい説明が必要な場合もありますので、事前にお近くの都立霊園窓口、
または公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を揃えて手続きしてください。

※ 提出される書類等はすべて原本をお持ちください。

※ 印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は
「原本」と「写し」の両方をお持ちください。

申請は上記書類等を揃えて下記、いずれかの窓口で行って下さい。（郵送による申請はできません）

- ①ご利用の都立霊園管理（事務）所 ②ご利用以外の都立霊園管理（事務）所
- ③公益財団法人東京都公園協会霊園課

お手続きの際に不足の書類があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

（公財）東京都公園協会公園事業部 霊園課 電話 03（3232）3151 _____ が対応しました。
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」16階